

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年2月26日（木） 午後1時40分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員・
田村大治郎委員・上田委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・杉村次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議（2月24日）から付託された事件（議案6件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時38分 閉会 午後1時59分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年2月26日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

杉 村 紀 子

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 21 号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防本部 議案第 21 号につきまして、補足説明を申し上げます。今回の一部改正につきましては、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、国の対象設備等の基準見直しに伴い、所要の改正を行うものです。以上で、補足説明を終わります。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか、

田村委員 それでは、この条例の対象になるのは個人なのか事業所なのか、どっち、両方ともなのかというところについてお尋ねします。

予防課長 事業所が対象で、個人のは対象にはなっておりません。

田村委員 では、そういった施設がありますよということは、届け出に義務があったり、それから、なんか申請が必要だったりとかっていうことはあるんですか。

予防課長 事業設置する場合は届け出が義務になっております。個人の場合は届け出は義務になっておりません。

田村委員 では、もうこれ全部読んだらよかったのかもしれないですけど、この義務に対する、この条例に反した場合の罰則みたいなものってのはあるんですかね。

予防課長 条例違反に対する直接の罰則はございません。

田村委員 これまではこの届け出の義務があったのかなかったのか。これから届け出が義務付けられるということですから、消防のほうでこの施設にこの設備があるということは把握されていくわけですかね。

予防課長 届け出が義務になったのは今回からではなくて、以前からサウナ設備とい

うものに関しては届け出義務がございました。小規模なものが増えたので、小規模のものを区切って 6 キロワット以下は簡易サウナという名称を変えて、それも届け出義務を継続するという格好でございます。

中平委員 今説明にもありました 6 キロワットというこの出力は、電力に関してですけど、ちょっとこの改正内容の(1)アの説明のところに薪とありますよね、薪でやると、ちょっと言えば、どのぐらいの火力なのかを説明願います。

予防課長 薪の場合は、我々、6 キロワットという判断は非常に難しいことになりますので、基本的には業者の提示する説明書、取り扱い説明書等で判断することになります。

中平委員 この設備があるのは、僕の考えとか知識ですと、湯本の一部というところだけだと思うんですけど、他に長門市内にこういう設備のある事業所っていうのはあるんでしょうか、お伺いいたします。

予防課長 言われたとおり、湯本に 1 件、それからほかの地区に 1 件、把握しているのは現在 2 件でございます。

重村委員 それで、今回の条例改正の中で、簡易なこのサウナが主ですけど、改正の内容の最後ですよ。(4)住宅における火災予防の推進ということで、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカー、だから、大規模な振動を感じたら自動的に落ちこちるブレーカーの普及に努めなさいということになってます。これはサウナとはちょっと違う案件というふうに捉えるんですけど、普及促進について消防本部がやるような事業っていうのが発生するのか、なんか勤めなければいけないことが、起きるのか、そこらあたりを確認させていただきたいと思います。

予防課長 感震ブレーカーに関しましては、数年前から国から普及について指示が出ております。最近、昨年ですけども、普及啓発計画を作りなさいと、作ったほうが望ましいという通知も来ております。これに対して、これから市の関係部局、消防だけではなくて、建築であったり防災であったりということ連携しなさいということは明記してありますので、これから連携を取って計画なりを練っていくことになります。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。委員の皆様は次席で待機をお願いします。

— 休憩 13:46 —

— 再開 13:47 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号、長門市税条例の一部を改正する条例を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 15 号につきましては、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、定数の規定を今回改めておりますけれども、固定したものから「以内」へと改めますけれども、その理由についてお尋ねします。

総務課長 今回、定数のところ改正しておりますけど、これまで固定資産評価審査委員会委員につきましては、土地価調査士会の方から推薦者 2 人、それとあと旧地区から選出していただいております 4 人、この合計 6 人で構成しておりました。今回、議案で提出させていただきまして、先日承認いただきましたけど、本年 5 月に今の委員の皆さんの任期が満了となりますことから、新たな委員の選出のために今回土地家屋調査士会に推薦を依頼しましたところ、会員の方がだんだん年齢も重ねてこられて、ちょっと 2 人の推薦は厳しいってというような申し出がございまして、推薦者 1 人っていうことになりました。本来であればもう 1 名選出っていうところもありますが、旧地区からの委員選出もちょっと苦慮している、人材のところですね、苦慮しているところもありまして、今回定数の方、6 人以内ってというような表記にさせていただきまして、新たな委員につきましては 5 人の体制でしたいってうふうに考えております。実際に審議する申し出があった時には 3 人で、土地家屋調査士さん 1 名と、あと他の委員さん 2 名、この 3 名での合議体で審査を行いますので、実際の体制上は問題ないかなというふうに考えております。

中平委員 説明にあった有識者 2 人と。この有識者というのは、やはり不動産関係とか、税関係に詳しい方を言われるのか、お伺いします。

総務課長 はい。構成としては、先ほど申しました土地家屋調査士さん、こちらが 1 番詳しい方になろうかなと思いますので、その方と、あと、各地区の方につきましては、市の税の方で関わられた職員のOBの方とか、やはりそういった詳しい方を各地区の方から推薦していただいておりますのでございます。

重廣委員長 他にご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 15 号は原案の通り可決すべきものと決定しました。ここで、説明入れ替えのため、暫時休憩をいたします。委員の皆様は議席で待機をお願いします。

— 休憩 13:50 —

— 再開 13:51 —

重廣委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 33 号「長門市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 33 号につきましても、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 この長門市過疎地域持続的発展計画と、これ平成 17 年に制定されたもので、今回また 70 ページに及ぶ変更が行われたということで、この時期に変更された理由等々、変更について留意した点等がありましたらお聞きします。

企画政策課長 過疎計画、現在の計画期間が令和 7 年度までということで、次の計画と、山口県自体の指針が更新されたということで、全協の方でご説明をした通り、そういったことで今回の計画の変更となります。過疎計画自体は、平成 17 年、市が合併をして市全体が過疎地域に指定されたということで、市全体の過疎計画を平成 17 年から策定しておりますけれども、過疎法自体は昭和 45 年から、議員立法によりまして、過疎地域の対策ということで、その年限が来る都度延長されたりということで現在に至っております、その上位法に基づいて計画をしております。で、留意した点につきましては、やはりこの過疎計画を策定するメリットとして、過疎債等有利な財源が使用できるということなので、その辺りは市内の部署と連携しまして、漏れがないようにというか、そういったところを留意しております。

重廣委員長 他にございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今 1 度、議案第 33 号の全般にわたるご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 33 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 33 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:54 —

— 再開 13:55 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 24 号「市道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは、議案第 24 号、市道路線の認定及び廃止につきましては、認定

1 路線と廃止 1 路線となっております。認定につきましては、深川湯本河原区内の路線で、市道認定基準に基づき設定するものであり、この度、道路部分の土地の権利関係が整理できたことから市道認定を行うものです。一方、廃止につきましては、油谷向津具の路線で、県営本郷地区圃場整備事業に伴い区域内道路を整備した結果、道路の規格や目的からしますと農道とすることが適切と判断されるため、市道を廃止し、農道へ変更するものです。

重廣委員長 以上で補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重村委員 じゃ、簡単に確認だけしておきます。まず、認定の路線 1 本については、今、市道の路線に認定するという形の道路っていうのは、いろんな条件をちゃんとクリアしてるということと、これから、直近で、例えば側溝をいらわんといかんとか、そういうレベルのものは認定しないと、一時的にもうこれは投資が必要ないと、一時。そういう形での認定ということよろしいですか。

都市建設課長 委員ご指摘の通りでございます。

重村委員 はい、もう 1 点。それでは、廃止路線の方です。市民生活においては、地域住民の方っていうのは、ある程度、これは市道だとか、これは農道だという、基本的に認識のもとにこう使用されてます。で、今まで市道だったっていうことは、ある意味で維持管理レベルが高いものが、農道となってくると、低くなるっていうと語弊がありますが、そこらあたり、地域住民の方っていうのは、市道から農道、格下げになるというような雰囲気になるんだけど、そこらあたりっていうのを説明はされてるのか、認識をきちんとされてるのか、確認をしておきます。

都市建設課長 本郷地区の、圃場整備の団体には、協議の中で農道にすることを確認しておりまして、異論はないということでした。それと、地域の自治会長にもこの旨を伝えて、問題なしということで、地元については農道にすることを問題ないという認識でございます。

重廣委員長 他にございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 24 号の全般にわたりご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑はないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見はないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 24 号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。本日の審査はこの程度にとどめ、この続きは 3 月 4 日の予算決算常任委員会総務産業分科会終了後から審査を行います。本日はこれで散会いたします。どなたもご苦勞様でした。